

2023年

5

月号

協会けんぽ

さが支部通信

職場内で回覧・掲示ください。



こんな時どうする？

交通事故等によりケガをしたとき



交通事故等でケガをした場合はどうなるの？

交通事故等、第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中（業務災害）や通勤途中の事故が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。

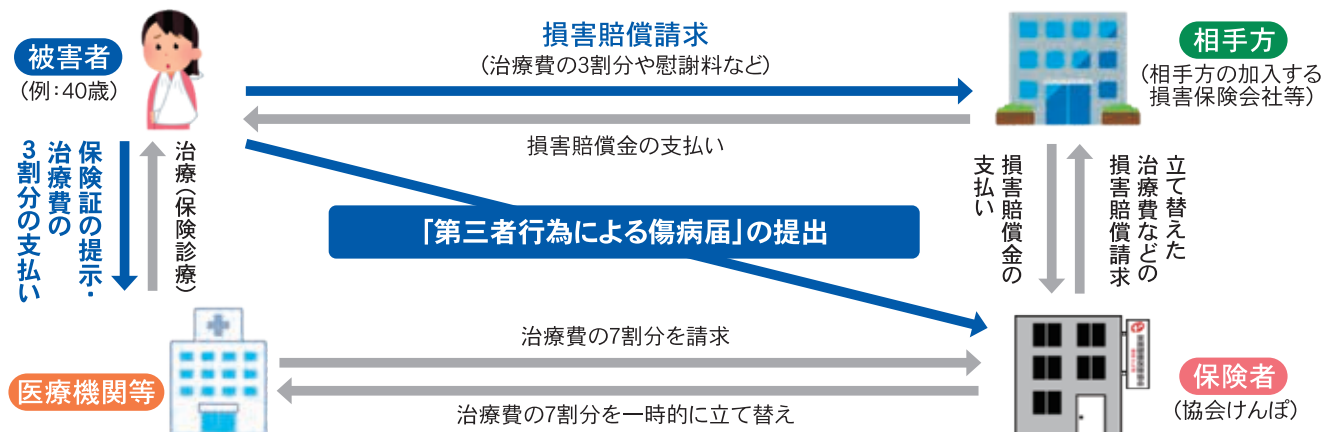
- 交通事故（他人との接触事故）
 - 暴力行為 ●他人の犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合

保険証を利用して診察を受けたとき
「第三者行為による傷病届」を
提出します



健康保険給付の流れは？

協会けんぽ（健康保険）は、本来、相手方（加害者）が支払うべき治療費を一時的に立て替えて支払い、その後、相手方（加害者）に損害賠償請求をすることになります。そのため、「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。



交通事故等の場合に必要書類

「第三者行為による傷病届」をはじめとした、
以下の書類が必要になります。

①「第三者行為による傷病届」

基本的に被保険者等が記入することになりますが、相手方（損害保険会社等）に依頼できる場合は、相手方による記入も可能です。交通事故証明書を参考に記入してください。

②「事故発生状況報告書」

交通事故の場合、事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できるだけ詳しく記入してください。

③「同意書」

協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳（診療報酬明細書の写等）を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。併せて、協会けんぽが損害賠償請求権を取得することの明確化と今後の示談進捗状況の報告をお願いする書類です。

④その他の提出書類

交通事故の場合、「交通事故証明書」（自動車安全運転センターが発行）を必ず添付してください。

※物損事故等の場合は、「人身事故証明書入手不能理由書」も必要となります。

第三者行為による傷病届等はホームページからダウンロードできます
協会けんぽホームページ ▶ こんな時に健保 ▶ 第三者行為の事故にあったとき



<協会けんぽHP>

＜事業所のご担当者様へ＞

退職された方、扶養から外れた方の 保険証の回収をお願いします。

加入者の方

退職した会社へ速やかに保険証をご返却ください。

事業主の方

- ①退職者（および被扶養者）の保険証を回収
- ②資格喪失届に保険証を添付のうえ、日本年金機構福岡広域事務センターへご提出ください。

なお、電子申請の場合は、電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、保険証と併せてご郵送ください。
※保険証が回収できなかった場合は、回収不能届に被保険者様の電話番号の記載をお願いします。



当協会では保険証の未返却者に対し、資格喪失(扶養解除)後1か月以内に2回の保険証返却催告を実施しています。事業所からの返却が遅れると、保険証返却済の方へ催告を行うこととなるため、回収された保険証については速やかに送付いただくようお願いいたします。



被保険者は**資格喪失日**から、
被扶養者は**扶養解除日**から
保険証の使用はできません。

被保険者が使えなくなる日（資格喪失日）

- ①退職日などの翌日(適用事業所に使用されなくなった日の翌日)
- ②75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ③死亡した日の翌日

被扶養者が使えなくなる日（扶養解除日）

- ①被保険者の資格喪失日
- ②就職・婚姻などにより扶養から外れた日
- ③75歳になったなどの理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日
- ④死亡した日の翌日

資格がなくなった保険証を使用してしまったらどうなる？

資格がなくなっている保険証で医療機関を受診した場合、後日、協会けんぽが負担した医療費を返していただくことになります。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル Tel:0952-27-0611 (代表)

● 申請書はホームページより印刷できます。

● メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを無料でお届けしています。

▼メルマガ登録



協会けんぽ 佐賀

検索